

無料低額診療事業開始届に係る受理審査票

次の1から4に該当し、かつ、病院の場合は、5から10のうち2つ以上に該当し、診療所にあつては7又は8のいずれかに該当する必要

	基 準	基準備考	判断結果	判断結果備考
1	診療費の減免方法を定めて、これを明示すること			
2	生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10%以上であること	1年間の取扱患者数から算定すること		
3	医療ソーシャルワーカーを置き、必要な施設を備えること			
4	定期的に無料の健康相談、保健教育等を行うこと	実施回数は毎月1回程度		
5	老人、心身障害児者、その他特別な介護を要する特殊疾患患者が常時相当数入院できる体制を備えること	相当数とは入院利用者定員の30%程度		
6	要保護者その他生活困難者のうち日常生活上、特に介護を要する者のために、常時相当数の介護者を確保する体制を備え、必要な費用を負担すること	相当数とは50床に1人以上		
7	当該法人が特養、身障療護、肢体不自由、重症心身障害児施設等を併せて経営し、これらの施設と密接な連携を保持して運営されていること			
8	夜間又は休日等の診療時間外において、一定時間外来診療体制がとられていること。	週2回程度の夜間診療又は月2回以上の休日診療		
9	地区衛生当局等と密接な連携の下、定期的に離島、へき地、無医療地区等に診療班を派遣すること	派遣は年2回以上		
10	特養、身障療護、肢体不自由、重症心身障害児施設等の施設の職員を対象に定期的に保健医療に関する研修を実施すること	実施回数は年2回以上		
11	診療施設における患者の診療方針、診療報酬について、健康保険法の例によること			
12	診療施設の経営主体は、無料低額診療事業を行うために必要な資産を有すること			

13	診療費の減免方法	無料又は低額診療券を発行し、診療券の提出を受けて診療費の減免をおこなうこと	必ずしも左記の実施方法による必要はない		
14		診療券は、当該施設を利用することができる地域の社会福祉協議会等において保管し、必要に応じて生計困難者に交付すること			
15		診療費の減免額は、関係機関との協議のうえ決定すること			
16		診療券によらない患者から診療費の減免申請があった場合には、P S Wが相談に応じ、適宜、減免の措置をとるとともに、社協、民生委員と十分連絡をとり、以後、診療券により診療を受けるよう指導すること			
17		各関係機関に当該事業の内容について周知徹底を図ること			